

フランス第五共和制憲法第11条の改正規定の施行と  
合同発案による国民投票の制度化  
——2013年12月5日憲法院判決と憲法第11条の適用に関する  
2013年12月6日組織法律の施行——

中京大学法科大学院 教授

横尾日出雄

1. はじめに
2. 2008年7月23日憲法改正と合同発案による国民投票制の導入
  - ①第五共和制憲法と人民投票に関する規定
  - ②憲法第11条と立法国民投票
  - ③憲法第11条の規定の改正
3. 2013年12月6日組織法律の制定
  - ①2013年12月6日組織法律の制定の経過
  - ②2013年12月6日組織法律の内容
4. 2013年12月5日憲法院判決
  - ①憲法院判決の概要
  - ②判決理由と解釈上の留保
5. おわりに

## 1. はじめに

フランス第五共和制憲法第11条の改正規定が、2015年1月1日をもって施行された。「2008年7月23日憲法的法律第2008-724号」第46条第1項の規定により、憲法第11条の施行に必要な組織法律及び法律に定められた条件で、第11条の改正規定が施行されることになっていたが、ようやく、これら組織法律及び法律が2013年12月に成立し（「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日組織法律第2013-1114号」<sup>(1)</sup>及び「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日法律第2013-1116号」<sup>(2)</sup>）、2015年1月1日から施行されるのに伴って、憲法第11条の改正規定も施行される運びとなったのである。

1958年制定のフランス第五共和制憲法は、2008年7月23日憲法的法律第2008-724号の成立によって、2008年に24回目の憲法改正が施された（以下、「2008年改正」という。<sup>(3)</sup>）。この改正は、諸制度の

現代化を図るために憲法全体の見直しがなされ、およそ50箇所にも及ぶ条文が改正された大規模なものであり、改正の内容も、大統領の多選の禁止、政府の権限の制約、国会の権限の強化、国会における野党の地位と権限の強化、法律施行後の違憲の抗弁と憲法院による事後的違憲審査の導入、選挙人と国会議員との合同発案による立法国民投票の手続の導入など、統治制度全般にかかわる根本的な改正となった。大統領権限の強化と国会権限の制約を特徴としていた第五共和制憲法の構造は、この改正によって、諸制度を現代化して公権力の諸組織の間の均衡を回復するという名目で、国会権限の強化と執行権の統制の強化が図られ、市民が統治に参画する権利が拡大される方向に転換されたものであった。

この2008年改正では、第1に、執行権の統制とくに大統領の地位・権限の改革、第2に、国会の権限とくに政府に対する統制の強化、第3に、市民の権利保障と参画の拡大、という3つの方向性を目指した改革がなされ、とくに、第3の市民の権利保障と参画の拡大という点では、第11条の改正によって、選挙人と国会議員との合同発案による立法国民投票の手続の導入を行い、また、第61-1条の新設によって、当事者の主張に基づく違憲の抗弁と憲法院による事後的違憲審査の導入が図られた。市民の立法国民投票への参画と違憲審査手続への参加を容認する点では、フランス憲法史上も画期的なものである。前者の「合同発案による国民投票」については、もともと大統領の国民投票付託権を定めた第11条の規定に改正が施され、選挙人の支持を得た一定数の国会議員の発案に基づくものも議員提出法律案として国民投票に付託することができるようになった。従来までは大統領のみに認められていた国民投票を組織する権能が、国会議員にも認められるようになったことは、権力間の均衡を回復し、執行権の統制を図るという2008年改正の目的の一つが表れているものであり、さらに、市民が国民投票の組織に参画することができるようになったものである<sup>(4)</sup>。また、後者の「違憲の抗弁による事後的違憲審査制」については、市民が、裁判の当事者として、係争中の裁判で法律の規定が憲法上の権利・自由を侵害するとの主張をした場合に、コンセイユ・デタまたは破毀院の移送により付託された憲法院が、この法律の規定の合憲性を審査することとなった。これによって、憲法院の違憲審査は、市民の抗弁による事後的な違憲審査の制度が新たに導入され、従来までの法律の施行前の事前審査に加えて、施行後の事後審査も対象とするものとなり、違憲審査機関として憲法院の役割の重要性がますます大きくなったといえる<sup>(5)</sup>。

憲法第61-1条第1項の違憲の抗弁による憲法院の事後的違憲審査制は、同条第2項により、その適用の要件について組織法律が定めるものと規定され、この組織法律は、憲法院による合憲判決を経て、<sup>(6)</sup>「憲法第61-1条の適用に関する2009年12月10日組織法律第2009-1523号」として成立し、<sup>(7)</sup>その第5条の規定に基づいて、2010年3月1日に施行されたことによって、同時に憲法改正規定も施行された。そして、この事後的違憲審査制は、通常裁判所に係争中の事件の審理において、当事者が憲法で保障される権利・自由の侵害を主張した場合には、当該裁判所の裁判官の判断によって、「合憲性の優先問題」(Question prioritaire de constitutionnalité : QPC)として、破棄院もしくはコンセイユ・デタから付託されて、憲法院がその合憲性を判断するものであるが、2010年3月1日の施行後、活発にこの制度が運用されており、多くのQPC判決が出されているとともに、その課題も明らかになってきている<sup>(8)</sup>。

それに対して、第11条の改正規定による合同発案による国民投票制は、その実施に必要な組織法律等が、憲法改正から5年以上たって制定され、2015年1月から施行されるという状況であり、しかもその実施の有用性にはなおも消極的な評価がなされている<sup>(9)</sup>。

そこで、本稿では、2008年改正によって導入された「合同発案による国民投票」の制度について、とくにその具体的な手続等を定める2013年12月6日組織法律の内容や、その合憲性を判断した2013年12月5日憲法院判決<sup>(10)</sup>について考察し、「合同発案による国民投票」の制度の特色と問題点を明らかにすることとする。

## 2. 2008年7月23日憲法改正と合同発案による国民投票制の導入

### ①第五共和制憲法と人民投票に関する規定

フランスでは、憲法史上23回の国民投票が実施されており、議会制が定着した第三共和制期には、国民投票制度は代表制とは両立しえないとされていたのに対して、1958年に制定された第五共和制憲法は、従来の伝統を根本的に覆して、憲法改正の国民投票のみならず、立法に関する国民投票も導入して、国民投票制度を積極的に採用している。

第五共和制憲法においては、「国の主権は人民に属し、人民は、代表者を通じて、および人民投票の方法によって、主権を行使する」（第3条第1項）ことが定められている。したがって、人民投票という直接民主主義的手段による主権の行使が、議会等の代表者を通じての代表民主制もしくは間接民主制に基づく主権の行使と同列に置かれていることになる。

このような主権の行使の具体的方法としての人民投票について、国家的レベルの「国民投票」と地方的・地域的レベルの「住民投票」に関する規定として、以下のような定めがある。

まず、国家的レベルの「国民投票」については、①憲法改正に関する国民投票（第89条第2項）、②立法に関する国民投票（第11条）、③欧州連合・欧州共同体への加盟に関する国民投票（第88-5条第1項）の規定がある。このうち、②の規定は、1995年8月4日憲法改正と2008年7月23日憲法改正において、2度の改正を経ており、また、③の規定は、2005年3月1日憲法改正により新設され、2008年7月23日憲法改正によって改正が施されている。

地方的・地域的レベルの「住民投票」については、①領土の割譲・交換・併合に関する住民投票（第53条第3項）、②地方公共団体に関する住民投票（第72-1条第2項）、③特別の地方公共団体の創設・変更に関する住民投票（第72-1条第3項）、④特定の海外公共団体の制度の変更に関する住民投票（第72-4条第1項）、⑤海外公共団体の組織・権限・法制度に関する住民投票（第72-4条第2項）、⑥ヌメア協定に関する住民投票（第76条）、の規定がある。このうち、②・③・④・⑤の規定は、2003年3月28日憲法改正により新設されたものであり、また、⑥の規定は、1998年7月20日憲法改正により新設されたものである。なお、当初は、フランス共同体構成国の地位の変更に関する住民投票の規定（旧第86条第1項）が存在したが、1995年8月4日憲法改正によって、他の共同体に関する諸規定とともに削除されている。

## ②憲法第11条と立法国民投票

憲法第89条は、憲法改正手続の規定であり、その第2項が定める国民投票は、憲法改正を対象とする「制憲型」のもので、大統領の発案に基づいて、国民投票によって憲法改正が確定する「決定型」のものである。

それに対して、憲法第11条は、一定の法律案を国民投票に付託する大統領の権限について定めるもので、国民投票による法律の採択手続に関する規定であり、この国民投票は、法律案を対象とする「立法型」で、国民投票によって法律案の採択が確定する「決定型」のものである。したがって、第11条の国民投票の手続は、議会による立法手続とは別に、国民による法律「採択」の直接的な手続を定めたものであり、しかも議会が一度採択した法律に対する「承認」手続とも異なるものである。

## ③憲法第11条の規定の改正

### 1) 1958年憲法制定時における第11条の国民投票

1958年の憲法制定時の第11条は、以下のような規定であった。

#### <第11条> (1958年10月4日憲法制定時の規定)

- ① 共和国大統領は、官報に登載された会期中の政府の提案または両議院の共同の提案に基づいて、公権力の組織に関する政府提出法律案、共同体の協定の承認を含む政府提出法律案、または憲法には反しないが諸制度の運営に影響を及ぼしうる条約の批准の承認を目的とする政府提出法律案を、すべて国民投票に付託することができる。
- ② 国民投票によって政府提出法律案の採択が確定したときは、共和国大統領は、前条に定められた期限内に、その法律を審署する。

この制定時の規定では、①「公権力の組織に関する政府提出法律案」、②「共同体の協定の承認を含む政府提出法律案」、および③「憲法には反しないが諸制度の運営に影響を及ぼしうる条約の批准の承認を目的とする政府提出法律案」の3種の政府提出法律案が対象であり、「政府の提案」か「両議院の共同の提案」に依拠して、大統領が付託するものとなっていた。

実際に、①1961年1月8日国民投票（アルジェリアにおける民族自決の承認について）、②1962年4月8日国民投票（アルジェリアの独立を認めるエヴィアン協定の承認について）、③1962年10月28日国民投票（直接普通選挙による大統領選挙の確立の承認について）、④1969年4月27日国民投票（地域圏の創設と元老院の改革の承認について、法律案の否決の結果）、⑤1972年4月23日国民投票（欧州共同体の拡大に関する条約の承認について）、⑥1988年11月6日国民投票（ニューカレドニアの自治の承認について）、⑦1992年9月20日国民投票（欧州連合条約の承認について）、の7回の国

民投票が実施された。

しかし、とりわけ第五共和制初代のドゴール大統領の下で、その権威主義的な運用によって、第11条の国民投票が利用され、「プレビシット」的運用として批判されるものとなった。<sup>(11)</sup>

## 2) 1995年8月4日憲法改正と第11条の国民投票

1995年8月4日憲法改正は、第五共和制下の9回目の改正であり、憲法典全般にわたる比較的大掛かりなものであった。<sup>(12)</sup>このときに、第11条の規定がはじめて改正され、①新たな領域への国民投票の適用範囲の拡大、②各議院における討議の保障、③大統領の審署期日の厳格化、の3点に変更が加えられた。

すなわち、第1に、新たな領域への国民投票の適用範囲の拡大として、新たに「国の経済・社会政策及びそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する政府提出法律案」が国民投票の対象事項となり、有名無実化していた「共同体の協定の承認を含む政府提出法律案」が削除された（第11条1項の変更）。第2に、各議院における討議の保障について、政府の提案で国民投票が組織される場合には、政府が各議院で国民投票の組織を表明した後それぞれ討議がなされることとなった（第11条2項の変更）。そして、第3に、大統領の審署期日の厳格化について、国民投票によって法律案の採択が確定した場合、大統領による審署が国民投票結果の告示から15日以内に行われることになった（第11条3項の追加）。

この1995年改正により、第11条の規定は、以下のように改められた。

### <第11条>（1995年8月4日憲法改正後の規定）<下線部が変更点>

- ① 共和国大統領は、官報に登載された会期中の政府の提案または両議院の共同の提案に基づいて、公権力の組織に関する政府提出法律案、国の経済・社会政策及びそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する政府提出法律案、または憲法には反しないが諸制度の運営に影響を及ぼしうる条約の批准の承認を目的とする政府提出法律案を、すべて国民投票に付託することができる。
- ② 国民投票が政府の提案に基づいて組織されるときは、政府は、各議院において、審議に先立って声明を発するものとする。
- ③ 国民投票によって政府提出法律案の採択が確定したときは、共和国大統領は、諮問結果の発表から15日以内に、その法律を審署する。

1995年改正後の第11条の規定に基づいて、国民投票は1度だけ実施されている。<sup>(13)</sup>その2005年5月29日国民投票は、欧州憲法条約の承認について、第11条に基づく8回目の国民投票として実施されたが、反対票が上回り、当該法律案は否決される結果となった。こうした事情もあって、この時以来、国民投票は実施されていない、

## 3) 2008年7月23日憲法改正と第11条の規定

2008年7月23日憲法改正は、第五共和制下では24回目の改正であり、憲法全体の見直しを行った大規模なものである<sup>(14)</sup>。第11条の国民投票に関しては、①国民投票の対象範囲の拡大、②国民投票の発案権の拡大、③国民投票の対象となる議員提出法律案に対する憲法院による事前審査、の3点において変更がなされた。

すなわち、第1に、国民投票の対象範囲の拡大について、その対象となる法律案に環境政策にかかわるものも追加されて、「国の経済・社会・環境政策及びそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する政府提出法律案」が国民投票の対象となることとなった。1995年8月4日憲法改正によって、その対象範囲が広がっていた国民投票の範囲がさらに拡大されたことになる。第2に、国民投票の発案権の拡大について、選挙人の10分の1の支持を得た国会議員の5分の1の議員にも国民投票の発案権が認められ、その要件については組織法律で定められることとなった。これまでは、大統領のみに国民投票の発案権が独占されていた状況からすれば、選挙人と国会議員との合同発案が認められたことは、国民投票の制度の大きな転換といえる。そして、第3に、議員提出法律案の憲法院による事前審査については、新たな第11条第4項で、第3項の定め尊重に関する憲法院の審査、すなわち、第1項に定める国民投票の対象、選挙人の支持を得た一定数の国会議員の発案に基づく国民投票の手続、等の尊重に関する憲法院の審査が定められ、さらに、第61条第1項で、組織法律ならびに議院規則に対する憲法院の事前審査に加えて、第11条で国民投票の対象となる議員提出法律案についても国民投票に付託される前に、憲法院による合憲性審査に付されなければならないことが定められた。これまでも、国民投票に付託される法律案に対する憲法院の事前の合憲性審査の問題は、国民投票にかかわる課題の一つであったが、この改正によって、憲法院の事前審査が制度として定められたことは大きな意義を有する。しかし、議員発案により国民投票の対象となる議員提出法律案のみに憲法院の合憲性審査が限定され、従前から問題となっている政府提出法律案に対する事前審査がなお除外されているという点では、問題点としては残されたままである。

この2008年改正により、第11条の規定は、以下のように改められた。

## &lt;第11条&gt; (2008年7月23日憲法改正後の規定) &lt;下線部が変更点&gt;

- ① 共和国大統領は、官報に登載された会期中の政府の提案または両議院の共同の提案に基づいて、公権力の組織に関する政府提出法律案、国の経済・社会・環境政策及びそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する政府提出法律案、あるいは憲法には反しないが諸制度の運営に影響を及ぼしうる条約の批准の承認を目的とする政府提出法律案を、すべて国民投票に付託することができる。
- ② 国民投票が政府の提案に基づいて組織されるときは、政府は、各議院において、審議に先立って声明を発するものとする。
- ③ 第1項に記載された問題に関する国民投票は、選挙人名簿に登録された選挙人の10分の1の支持を受けて、国会議員の5分の1の発議によって、組織することができる。この発議は、議員提出法律案の形式をとり、審署後1年に満たない立法の規定の廃止を目的とすることはできない。

- ④ 国民投票の発案の要件、及び憲法院が前項の定め尊重について審査する要件は、組織法律によって、定められる。
- ⑤ この議員提出法律案が、組織法律によって定められた期間内に、両議院によって審議されなかった場合は、共和国大統領は、この法律案を国民投票に付託する。
- ⑥ この議員提出法律案が、フランス人民によって採択されなかったときは、同一の問題に関する国民投票のいかなる新たな発案も、投票日から2年の期間を経た後でなければ、提起することができない。
- ⑦ 国民投票によって政府提出法律案もしくは議員提出法律案の採択が確定したときは、共和国大統領は、諮問結果の発表から15日以内に、その法律を審署する。

この2008年改正によって、国民投票の対象領域について経済・社会・環境政策にかかわるものにもまで拡大したこと、国民投票の対象となる議員提出法律案について憲法院による事前の合憲性審査が必要となったこと、そして、国民投票の発案権を一定の選挙人の支持を得て議会内少数派にも認めたことが重要であり、とくに後者の改革によって、大統領の単独の発案権を解消することになった。すなわち、選挙人と国会議員との合同発案による国民投票の手続の導入を行い、選挙人の支持を得た一定数の国会議員の発案に基づくものも議員提出法律案として国民投票に付託することができるようになった。

しかし、この改正規定は、憲法第11条の施行に必要な組織法律及び法律に定められた条件が整うことによって、施行されることとなっていたが、その実施に必要な組織法律等が、憲法改正から5年以上たって制定され、2015年1月1日から施行されるのに伴って、憲法第11条の改正規定もようやく施行されることとなった。

### 3. 2013年12月6日組織法律の制定

#### ①2013年12月6日組織法律の制定の経過

「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日組織法律第2013-1114号」（以下、「本組織法律」という。）及び「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日法律第2013-1116号」（以下、「本法律」という。）は、2013年12月に成立し、本組織法律は、その第10条第1項の規定に従って、2015年1月1日から施行され、また、本法律も、その第6条第1項の規定によって、本組織法律と同日に施行された。これに伴って、憲法第11条の改正規定も同日に施行された。

2008年改正は、サルコジ大統領の政権下で実現されたものであるが、憲法第11条の適用のための組織法律案は、サルコジ政権下のフィヨン政府によって、2010年12月22日になってようやく、国民議会に提出された。

国民議会での第一読会の審議は、2011年12月20日および21日に行われ、2012年1月10日に、政府提出の組織法律案を可決した。そして、元老院での第一読会の審議は、2012年5月の大統領選挙でオランド大統領の選出と国民議会総選挙による政権交代をはさんで、2013年2月28日に行われ、同

日に、国民議会により可決された政府提出組織法律案を修正可決した。

総選挙後の国民議会での第二読会の審議は、第一読会の議会構成と与野党が逆転していたが、2013年4月25日に行われ、同日に、元老院により修正された政府提出組織法律案を修正可決した。そして、元老院での第二読会の審議は、2013年6月12日に行われ、同日に、国民議会により修正された政府提出組織法律案をさらに修正可決した

その後、2013年10月30日に、両院合同委員会が招集され、協議のうえで、同月31日に成案が得られた。国民議会では、2013年11月19日に、両院合同委員会の成案について審議され、可決された。また、元老院では、2013年11月21日に、両院合同委員会の成案について審議され、可決された。これによって、本組織法律が国会で成立した。

この後、本組織法律は、憲法第46条第5項及び第61条第1項にしたがって、2013年11月21日に、首相により、憲法院に付託された。憲法院は、2013年12月5日に、3点にわたって解釈上の留保を付して、本組織法律を合憲と判断した。かくして、本組織法律は、2013年12月6日に、大統領の審署を経て、2013年12月7日に、官報に公表された。<sup>(15)</sup>

## ②2013年12月6日組織法律の内容

本組織法律は、4章10ヵ条からなり、第1章「憲法第11条を適用して発案される議員提出法律案に関する諸規定」(第1条)、第2章「憲法院に関する諸規定」(第2条)、第3章「支持の獲得に関する諸規定」(第3条～第8条)、第4章「国民投票の手続に関する諸規定」(第9条)、付則としての第10条、という構成となっている。<sup>(16)</sup>

### 1) 第1章「憲法第11条を適用して発案される議員提出法律案に関する諸規定」について

#### <第1条>

- ① 憲法第11条第3項を適用して、国会議員により発案される議員提出法律案は、憲法院への伝達のために、国民議会もしくは元老院の理事部に提出される。
- ② この議員提出法律案は、付託された議院の議長により、憲法院へ伝達される。いかなる署名も、これ以後は追加したり撤回したりすることはできない。

第1条の規定は、憲法第11条第3項の定める議員提出法律案の形式による発案の方法を定めるもので、国会から議員提出法律案を憲法院に伝達することが明らかにされている。そして、議員提出法律案が憲法院へ伝達された時点で、この議員提出法律案に署名した国会議員は、その署名を撤回することができず、また、他の国会議員が新たに署名をすることも認められないものとされる。



## 2) 第2章「憲法院に関する諸規定」について

## &lt;第2条&gt;

憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス第58-1067号は、以下のように改正される。

(1) 第2部第6章の後に、以下のように起草された第6章の2が挿入される。

「第6章の2 憲法第11条第3項を適用して提出された議員提出法律案の審査について」

「第45-1条

議員提出法律案が、憲法第11条第4項に定められた統制のために、議院の議長により憲法院に伝達された場合には、憲法院は、直ちに、大統領、首相及び他院の議長に、これを通知する。」

「第45-2条

憲法院は、議院提出法律案の伝達から1ヶ月の期限内に、以下の点について審査する。

- ① 議員提出法律案が国会議員の少なくとも5分の1によって発案されていること。この5分の1は、憲法院に付託が登録された日に実在する議席数に基づいて計算され、端数は切り上げて処理される。
- ② 議員提出法律案の対象が憲法第11条第3項及び第6項に定められた要件を遵守していること。これら条項で示されている期限は、憲法院による付託の登録の日から計算される。
- ③ 議員提出法律案のいかなる規定も憲法に違背しないこと。」

「第45-3条

- ① 憲法院は、理由を付した判決により裁定し、これは官報に登載される。
- ② 憲法院が、議員提出法律案は第45-2条の諸規定に適合すると宣言する場合には、その判決の登載には、獲得すべき選挙人の支持の数の登載が付け加えられる。」

「第45-4条

- ① 憲法院は、議員提出法律案への支持の獲得の運動の適法性を監視する。
- ② 憲法院は、すべての異議申立てについて審査し、最終的に裁断する。支持獲得の期間中もしくはその終了後10日の期限内に、選挙人は憲法院に異議を申立てることができる。
- ③ 異議申立ては、憲法院院長の提案に基づいて、司法系列の司法官もしくは行政裁判所の裁判官の中から、その名誉職の者を含めて、憲法院により5年の任期で指名された3名の者から構成される審査機関によって、審査される。
- ④ 異議申立てをした者は、審査機関の決定の通知から10日の期限内に、合議体としての憲法院に対して、この決定に対する不服を申立てることができる。
- ⑤ 前項に示された不服申立てを受けて、もしくは審査機関からの移送を受けて、憲法院が、支持獲得運動の展開に違反があると認める場合に、その違反の性質や重大性にかんがみて、先述の運動を維持するか、それともその全部ないし一部全部を無効と宣告するか、いずれに理由があるかは、憲法院が判断する。」

「第45-5条

- ① 憲法院は、議員提出法律案への支持の獲得の運動に関して、あらゆる調査を命じることや、あらゆる資料を提出させることができる。内務大臣は、憲法院の求めに応じて、獲得された選挙人の支持の名簿

を、憲法院に提出する。

- ② 憲法院は、その職務の行使のために、国の管轄部局に援助を求める。
- ③ 憲法院は、コンセイユ・デタ調査官及び会計検査院検査官の中から選任された報告担当官補佐を指名することができる。報告担当官補佐は、議決権を有しない。
- ④ 憲法院は、その職務の補助のために、司法系列の司法官もしくは行政裁判所の裁判官の中から、その名誉職の者を含めて、代理人そして専門員を指名することができる。
- ⑤ 憲法院は、証人の申請を宣誓して受理するため、もしくは他の審理の手続を直ちに行うため、憲法院判事の一人もしくは代理人の一人を任じることができる。」

「第45-6条

憲法院は、議員提出法律案が、選挙人名簿に登録された選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得したかどうか、宣言する。その判決は、官報に登載される。」

- (2) 第56条の第2文について、「及び第43条」の文言部分は、「、第43条及び第45-5条」という文言に代替される。

第2条の規定は、憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス第58-1067号の改正を内容とするものであり、①このオールドナンスの第2部第6章の後に、第6章の2「憲法第11条第3項を適用して提案される議員提出法律案の審査について」(第45-1条～第45-6条)を新設することと、②このオールドナンスの第56条の一部を改正することが、内容となっている。

憲法第11条第4項によって、憲法院は、第3項に基づく議員提出法律案の要件等の統制を行うことになっているが、本組織法律第2条は、憲法院に関するオールドナンスの一部を改正するかたちで、主として、①議員提出法律案の審査、および②支持獲得運動の適法性の監視として、憲法院による具体的な統制のあり方を定めている。議員提出法律案の審査については、その伝達から1ヶ月の期限内に、議員提出法律案が国会議員の少なくとも5分の1によって発案されていること、議員提出法律案の対象が憲法第11条第3項及び第6項に定められた要件を遵守していること、そして、議員提出法律案のいかなる規定も憲法に違背しないこと、について審査することが明記されている。また、支持獲得運動の適法性の監視については、異議申立てや不服申立ての審査を行うとともに、必要に応じて、関係部局に調査の命令や資料の提出を求めることができることになっている。

### 3) 第3章「支持の獲得に関する諸規定」について

#### <第3条>

内務大臣は、憲法院の統制の下に、憲法第11条を適用して発案された議員提出法律案に対する支持の獲得を実施する。

#### <第4条>

- ① 支持の獲得の期間の開始は、憲法第11条を適用して発案された議員提出法律案が憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス(第58-1067号)第45-2条の規定を充足していると憲法院が宣言する判

決が公示されてから1ヶ月以内の、デクレにより定められた期日に始まる。

- ② 支持の獲得の期間の長さは、9ヶ月とする。
- ③ 憲法院の判決の後6ヶ月以内に、大統領選挙もしくは総選挙が予定されているときには、支持の獲得の期間は、予定されたもしくは実施された最後の選挙の展開から2ヶ月目の初日に始まる。
- ④ 国民議会が解散された場合、大統領が欠けた場合、もしくは大統領の障害事由が憲法院によって確定的に認定された場合には、支持の獲得の期間は、デクレにより選挙期日が公示されたときから、中断される。

#### <第5条>

- ① 選挙人名簿に登録された選挙人は、憲法第11条を適用して発案された議員提出法律案に対する支持をすることができる。
- ② この支持は、電子的方式の下に、集められる。
- ③ 支持は、撤回することができない。
- ④ 選挙人は、本組織法律に定められた事由について支持の登録を承諾したものとみなされる。

#### <第6条>

- ① 憲法第11条を適用して発案された議員提出法律案に対する支持を選挙人が電子的方法により行うことを可能とするオンライン通信手段のアクセス・ポイントは、少なくとも各カントンの最も人口の多いコミューンもしくは同レベルの行政区画、および領事館に、設置される。
- ② 第1項の実施のために、選挙人はすべて、その意思に基づいて、コミューンもしくは領事館の係員によって、書面により示された自らの支持を電子的に登録させることができる。

#### <第7条>

- ① 議員提出法律案にもたらされた支持者の名簿は、すべての人が、参照することができる。
- ② 議員提出法律案が選挙人名簿に登録された選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得したかどうか宣言する憲法院判決の官報への登載から2ヶ月の期限内に、支持獲得運動の範囲で収集されたデータは、破棄される。

#### <第8条>

本章の実施の細則は、個人的なデータの取扱いに関するものである場合には、「情報処理と自由に関する委員会」の理由を付して公表された意見の後に決定されたコンセイユ・データのデクレによって定められる。

第3章は、支持獲得運動に関する定めである。第3条では、選挙運動の場合と同様に、この支持獲得運動が、憲法院の統制の下に、内務大臣の責任で実施されることが定められている。また、第4条は、支持獲得運動の期間について定めている。そして、第5条および第6条では、選挙人の支持の表明の方法について定められ、基本的に電子的方法によることとなっている。さらに、第7条は、支持者名簿の参照可能性と個人的データの破棄について定めている。最後に、第8条は、本章の実施の細則に関する定めとなっている。

## 4) 第4章「国民投票の手續に関する諸規定」について

## &lt;第9条&gt;

- ① 議員提出法律案が、選挙人名簿に登録された選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得したと宣言する憲法院の判決が官報に登載されてから6ヶ月の期限内に、国会両院の各々により一度たりとも審議されなかった場合には、大統領は、これを国民投票に付託する。この期限は、通常会期と次の通常会期の間は中断される。
- ② 前項の適用のために、議員提出法律案が、付託された最初の議院により第一読会で否決された場合には、当該議院の議長は、他院の議長にこれを通知し、議員提出法律案の原案を送付する。

第4章の第9条は、国会両院による審議の保障と国民投票の手續に関する規定である。本条第1項は、憲法第11条第5項を具体化するものとして、議員提出法律案が選挙人名簿に登録された選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得したと宣言する憲法院の判決が公示されてから、6ヶ月の期限内に、両議院において審議されなかった場合には、大統領がこれを国民投票に付託するものであることを明記している

## 5) その他

## &lt;第10条&gt;

- ① 本組織法律は、審署の月から13ヶ月目の初日に施行される。
- ② 本法律は、国法として執行されることとなる。

第10条は、付則としての規定であり、本組織法律の施行日が審署の月から13ヶ月目の初日であることが定められ、2015年1月1日とその施行日となった。

また、本組織法律と同時に制定され、施行されることとなった、「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日法律第2013-1116号」は、主として、選挙法典の国民投票に関連する規定の改正が内容となっている。<sup>(17)</sup>

## 4. 2013年12月5日憲法院判決

## ①憲法院判決の概要

憲法院は、2013年11月21日に、憲法第46条第5項及び第61条第1項にしたがって、首相により、憲法第11条の適用に関する組織法律を付託された。そして、憲法院は、関係法規等を参照したうえで、2013年12月5日に、本組織法律について、36の理由を付して、合憲とする判断を示した。<sup>(18)</sup>

**<判決>**

1. 憲法第11条の適用に関する組織法律の以下の諸規定は、憲法に適合する。
  - 第1条、ただし、第8理由に示された点を留保する。
  - 第4条、ただし、第23理由に示された点を留保する。
  - 第9条、ただし、第31理由及び第33理由に示された点を留保する。
2. 同組織法律の他の諸規定は、憲法に適合する。
3. 本判決は、フランス共和国官報に登載される。

このように、本組織法律の憲法適合性について、憲法院は、合憲との結論を下したが、第1条に関して第8理由に示された点について、また、第4条に関して第23理由に示された点について、そして、第9条に関して第31理由と第33理由に示された点について、3つの解釈上の留保を明示して、合憲との判断を示したものである。

**②判決理由と解釈上の留保****1) 本組織法律の制定と憲法第11条および第61条の改正趣旨について**

本判決の第1理由ないし第4理由において、憲法院は、本組織法律が、2008年に改正された憲法第11条および第61条に基づいて、制定されたものであり、憲法第46条第1項ないし第3項に定められた手続の準則を尊重して、採択されたものであることを示し、とくに、第4理由において、憲法第11条および第61条の改正趣旨について、次のように述べている。

**<第4理由>**

憲法第11条及び第61条になされた改正によって、制憲者は、国会議員の5分の1の発議によって、憲法院により憲法適合性を宣言され、選挙人の10分の1により支持された国民投票の組織を可能としたものである。制憲者は、そのような議員提出法律案の発案権を国会議員に留保したものである。制憲者は、選挙人名簿に登録されたすべての選挙人に、こうした発案に支持を付与する権利を認めたものである。この議員提出法律案が、組織法律により定められた期限内に国民議会及び元老院により審議されなかった場合には、共和国大統領は、これを国民投票に付託するものであると解されている。また、憲法院は、一方で、この議員提出法律案の憲法適合性を審査し、他方で、その国民投票の組織について、憲法第11条第3項により定められた条件の尊重を監視するものであると解されている。

**2) 憲法第11条第3項を適用して発案される議員提出法律案について**

本組織法律の第1条は、憲法第11条第3項を適用して発案される議員提出法律案に関するもので

あるが、憲法院は、本判決の第5理由ないし第10理由において、本条の合憲性について審査し、第8理由に述べられた留保の下に、本条が憲法に適合するものと宣言している。

<第7理由>

第1に、憲法第11条第1項に掲載された対象に関する議員提出法律案で、第11条第3項ないし第6項に定められた手続が適用されるこの法律案の特有な発案の方式は、一方の議院の議員に、場合によっては他院の議員に同調するかたちで、署名することや、自らが選択した議院理事部に当該議員提出法律案を提出することを認めている。組織法律の立法者は、そのような発案方式を設立することで、「第1項に掲載された対象に関する国民投票は、国会議員の5分の1の発議によって、組織することができる」、「この発議は、議員提出法律案の形式をとる」と定める第11条第3項の諸規定を具体化したものである。

<第8理由>

第2に、一方では、憲法第40条によれば、「国会議員によって作成された議員提出法律案及び修正案は、その採択の結果、歳入の減少もしくは歳出の創設または増加をもたらすときには、受理されない」とある。本条の点からは、議員提出法律案の受理可能性は、その提案の際に制度的に検討されなくてはならない。憲法第11条第3項を適用して発案される議員提出法律案の提案について、こうした要請に背くことはできない。他方で、議員提出法律案の憲法院への伝達は、議員提出法律案の審議という議会における手続を中断する結果となる。そして、憲法院は、本組織法律第2条に定められた条件で、両院におけるあらゆる審議の前に、当該議員提出法律案の憲法適合性について裁決することを求められるのである。当該議員提出法律案の財政上の受理可能性の問題が、事前に生じていないとしても、この議員提出法律案の憲法40条との適合性をこの段階で審査するのは憲法院ということになる。

<第9理由>

第3に、これらの規定〔本組織法律第1条の規定〕によって、憲法第11条第3項を適用して発案される議員提出法律案の憲法院への伝達は、同条第3項ないし第6項により定められた手続を利用する結果となる。憲法のいかなる規定も、当該議員提出法律案を提出した議員に、憲法院からこの法律案を審査する権限を剥奪することを認めてはならず、また、この審査の後に、選挙人名簿に登録された選挙人の支持獲得運動を妨害することを認めてはいない。

第7理由では、憲法第11条第3項ないし第6項に定められた手続による議員提出法律案が、「法律案の特有な発案の方式」であり、国会議員の5分の1以上の署名という要件について、両院の議員が混在するかたちの署名の方式を認めている。また、第9理由では、議員提出法律案を提出した国会議員が、憲法院によるこの法律案の審査や選挙人の支持獲得運動を憲法上制約できないことを確認している。

第8理由は、本組織法律第1条の合憲性について、憲法院が解釈上の留保を付した部分である。憲法第40条により、その採択の結果により歳入の減少もしくは歳出の創設または増加をもたらすときには、議員提出法律案の受理可能性が財政的理由から否定されることになっている。しかしながら、本条の規定では、国会両院において提案の際に検討されるはずであるが、この点が制度上十分

に確保されておらず、場合によっては、この議員提出法律案を付託された憲法院が、当該議員提出法律案の財政上の受理可能性の問題を審査することになり得るというものである。この点は、本判決が提起した主たる問題であり、議員提出法律案の特別な方式をとる合同発案による方法が、憲法第40条の財政上の不受理の原則にどのように従うべきかという問題であるとの指摘がなされている。<sup>(19)</sup>

### 3) 憲法院の統制について

本組織法律の第2条は、議員提出法律案の審査や支持獲得運動の適法性の監視など、憲法院による統制に関するものであり、憲法院は、本判決の第11理由ないし第19理由において、本条の合憲性について審査し、憲法に適合するものと宣言している。

そして、本組織法律第2条第1号により、憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンスに、憲法第11条第3項を適用して提出された議員提出法律案の審査の条項が追加修正されたが、とくに、第13理由は、次のように述べて、本オールドナンス第45-2条の憲法院による議員提出法律案の審査のあり方を確認している。

#### <第13理由>

第45-2条は、憲法院が議院提出法律案の伝達から1ヶ月の期限内に行うべき審査の対象を明らかにしている。かくして、第1に、憲法院は、議員提出法律案が国会議員の5分の1によって発案されていること、この5分の1が憲法院に付託が登録された日に実在する議席数に基づいて計算され、端数が切り上げて処理されること、について審査する。第2に、憲法院は同様に、議員提出法律案の対象が憲法第11条第3項及び第6項に定められた要件を遵守していること、これら条項で示されている期限が憲法院による付託の登録の日から計算されること、について審査する。最後に、憲法院は、議員提出法律案のいかなる規定も憲法に違背しないこと、について審査する。

### 4) 支持の獲得について

本組織法律の第3条ないし第8条は、支持の獲得に関するものである。憲法院は、本判決の第20理由ないし第28理由において、これら条項の合憲性について審査し、第23理由に述べられた留保の下に第4条が憲法に適合するものと宣言し、その他の条項については合憲と判断している。

まず、第3条は、憲法院の統制の下に、憲法第11条を適用して発案された議員提出法律案に対する支持の獲得を実施する措置を内務大臣に託しているが、支持獲得の手續の終了後に、1958年11月7日オールドナンス第45-4条に掲げられた審査機関が異議申立てについて裁決した後に、内務大臣が支持者の数と名簿を憲法院に伝達するものとされ、憲法院は、本条を合憲としている。

また、第5条および第6条は、選挙人名簿に登録された選挙人が、憲法第11条第3項を適用して発案された議員提出法律案に対する支持を行う方式に関するものであり、第5条は、この支持が電子的方法の下に集められ、撤回することができないものであることを定め、第6条は、地域ごとの

アクセス・ポイントの設置や係員を通じての電子的登録の方法を定めており、憲法院は、これらの規定を合憲と判断している。

そして、第7条第1項によって、すべての者は、支持獲得の手続の対象となった議員提出法律案に支持を行ったすべての選挙人の名簿を参照することができることになり、同条第2項は、1958年11月7日オールドナンス45-6条を適用してなされる憲法院判決の公示から2ヶ月の期限内に、支持獲得運動の範囲で収集されたデータが破棄されることを規定している。前者の規定は、支持者の名簿の全体の参照をすべての者に認めて、自らもしくは他の者がこの名簿に記載されているかいないかを確認する権利をすべての者に認めるものであり、この名簿の真正さを確保しようとしたものである。また、後者の規定は、支持獲得の機会に収集された個人的性格のデータが、組織法律に定められた目的以外の他の目的で利用されることを禁じたものである。憲法院は、これらの条件で、憲法第11条の諸規定の実施が、個人的性格のデータの取扱いに関して、私生活を尊重される権利に由来する要請を尊重して行われるために、適切な保障を採用したものとして、合憲と判断している。

さらに、第8条は、本章の細則に関する定めである。

しかし、支持獲得の期間に関する第4条については、以下の第22理由および第23理由に述べられているように、とくに第23理由に示された点を解釈上の留保として付したうえで、本条が憲法に適合するものと宣言している。

#### <第22理由>

第2に、第4条は、支持獲得の期間に関するものである。その期間を9ヶ月と定めている。この期間の開始は、1958年11月7日オールドナンス第45-3条を適用して下される憲法院の判決が公示されてから1ヶ月以内に、デクレにより定められた期日に、始まる。本条の第③文は、憲法院の判決の後6ヶ月以内に、大統領選挙もしくは総選挙が予定されているときには、この期間の開始が延期されることを定めている。本条第④文は、国民議会が解散された場合、大統領が欠けた場合、もしくは大統領の確定的な障害事由の場合には、この期間が中断されることを定めている。

#### <第23理由>

第③文および第④文の諸規定を採用することで、立法者は、支持の獲得が大統領選挙及び国民議会選挙の選挙運動中に行われることを回避しようとしたものである。しかしながら、支持獲得期間を開始することのできない、大統領選挙もしくは総選挙の事前の期間は、第③文の規定によって、この支持獲得期間の期限よりも少ないものとなっている。さらに、第④文の規定は、支持獲得期間が大統領選挙や総選挙の6ヶ月以上前に開始されたときに、投票の公正の原則を否認することなく、支持獲得期間の中断を排する目的や結果をもたらすことはできないであろうし、この中断は、大統領選挙もしくは総選挙に選挙人を招集するデクレの公示に際して、支持獲得期間の期限をも侵害することになる。

本組織法律第4条の支持獲得期間に関して、9か月と定めながら、大統領選挙もしくは総選挙が予定されている場合の支持獲得期間の延期の措置や、国民議会の解散の場合、大統領が欠けた場合、もしくは大統領の確定的な障害事由の場合の支持獲得期間の中断の措置が、9カ月の期間を確保で



きる保障が十分ではないことを指摘している。

#### 5) 憲法第11条第5項の適用による国民投票の手續について

本組織法律の第9条は、憲法第11条第5項の適用による国民投票の手續に関するものである。憲法院は、本判決の第29理由ないし第35理由において、本条の合憲性について審査し、第31理由および第33理由に述べられた留保の下に、本条が憲法に適合するものと宣言している。

本条第1項第1文は、憲法第11条第3項を適用して提出された議員提出法律案が選挙人名簿に登録された選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得したと宣言する憲法院の判決が官報に掲載されてから6ヶ月の期限を、国会両院が当該法律案について審議することを可能とするために、定めるものであり、この期限内に国民議会および元老院による審議が一度もなされない場合には、大統領がこの議員提出法律案を国民投票に付託することを定めている。すなわち、本条の立法趣旨は、十分な期間の期限を定めて、国会両院が憲法第11条第5項を適用して議員提出法律案を審議する権限を確保しようとしたものである。また、同条第1項第2文は、この期限が、通常会期と次の通常会期の間は中断されることを定めている。そして、同条第2項は、第1項の適用のために、付議された最初の議院により第一読会で議員提出法律案が否決された場合には、当該議院の議長は、他院の議長にこれを通知し、議員提出法律案の原案を送付すると規定している。

しかし、本条については、憲法院は、以下の第31理由および第33理由に示された点を解釈上の留保として付したうえで、本条が憲法に適合するものと宣言している。

##### <第31理由>

組織法律第9条第1項第2文によれば、この期限が、通常会期と次の通常会期の間は中断される。しかしながら、この規定は、憲法第12条を適用して宣告される国民議会の解散に際して、解散のデクレの期日から憲法第12条第3項第1文に定められた日まで、組織法律第9条第1文により定められた期限内に国会両院の各々が議員提出法律案を審議する権限に過度の制約をもたらすことなしには、この期限の中断を除外することにはならない。

##### <第33理由>

これらの規定は、憲法第11条第5項を適用して国会両院の各々が議員提出法律案を審議する権限の実効性を保障する目的のものであり、議員提出法律案の両院における審議の手續に関する他の憲法準則が、憲法第11条第3項を適用して提出され、選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得した議員提出法律案の審議について当然に適用されることは、これらの規定から生ずるものである。しかしながら、第11条第3項ないし第6項に定められた手續は、選挙人名簿に登録された選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得した議員提出法律案が、これが提出された議院の理事部から、もしくはこれが送付された議院の理事部から、撤回されうるということは、認めていないであろう。議院の本会議で審議された議員提出法律案の法文が、憲法第42条を適用して、選挙人の支持を獲得した議員提出法律案の法文と対比して、修正されたという事実は、憲法第11条第5項の意義と適用において、議員提出法律案の審議に影響することはない。

本条第1項第2文の各議院における審議期間の中断の措置に関する規定が、国民議会の解散の場合には、審議期間の確保という点で不十分であることや、選挙人名簿に登録された選挙人の少なくとも10分の1の支持を獲得した議員提出法律案についての各議院における審議のあり方が、法律案の審議のあり方の原則を定める憲法42条との関係で抵触する可能性について、憲法院が指摘したものである。

## 6) その他

本組織法律第10条は、審署の月から13ヶ月目の初日に本組織法律の施行を定めるものであり、憲法院は、第36理由において、本条を合憲と判断した。

## 5. おわりに

かくして、憲法第11条の改正規定が施行され、2008年改正の一つの方向性であった「市民の政治的参画」としての「市民の発案による国民投票」が、実現可能となったように思われる。しかし、憲法第11条の手続からも明らかなように、制度的には国会議員と市民との合同発案の国民投票であり、しかも、この合同発案による国民投票の実施のためには、きわめて厳格な制約が存在するものと考えられる。<sup>(20)</sup>

そもそも、この手続に着手できるのは国会議員であり、一定数の賛同者が署名しなければ、議員提出法律案を発案することができない。また、憲法院の審査が厳密に課されており、国民投票の事前に、とくに支持獲得運動の実施以前に、議員提出法律案の憲法第11条適合性の判断が求められている。しかも、2013年12月5日憲法院判決が留保事項とした財政上の不受理の要件についても、憲法院が審査することになり、議員提出法律案が憲法院の審査をクリアすることには、大きなハードルが立ちふさがることになる。さらに、市民の支持の要件として、憲法第11条第3項の規定により、全選挙人の1割以上の支持が必要とされ、フランスの人口からすれば、きわめて多数の支持者の獲得が必要とされるものであり、しかも、9カ月の期間で集められなければならないので、この要件を達成するのは難しいとの指摘がなされている。<sup>(21)</sup>そして何よりも、憲法第11条第5項およびその具体化である本組織法律第9条の定めにあるように、選挙人の10分の1の支持を得た議員提出法律案が、国会の各議院で「審議」され、国民投票の付託の結論に至らなかった場合には、この合同発案による国民投票は実施されないこととなる。5分の1の国会議員に発案権を認めているのは、実際上は野党議員に認めるものであり、野党議員に同調する選挙人の支持者を募って、野党提出の議員提出法律案を国民投票によって採択させるというものであるが、与党側がこれに反対の立場であれば、国会両院のいずれかの議院で一度でも「審議」の実績を作れば、当該議員提出法律案の国民投票付託を否決せずとも、これを葬り去ることが可能となる。

以上の点からすれば、市民の発案による国民投票の実施という理念は、実際に法制化された手続

からは、その実現は難しいように思われ、手続上の新たな修正が必要になるものと思われる。

- (1) Loi organique n°2013-1114 du 6 décembre 2013 portant application de l'article 11 de la Constitution ( JORF n°0284 du 7 décembre 2013 p.19937).
- (2) Loi n°2013-1116 du 6 décembre 2013 portant application de l' article 11 de la Constitution ( JORF n°0284 du 7 décembre 2013 p.19939).
- (3) 2008年7月23日憲法改正の状況については、曾我部真裕「フランスの2008年憲法改正の経緯」『法学教室』338号（2008年）4頁-5頁、南野森「フランス-2008年7月の憲法改正について」『法律時報』81巻4号（2009年）92頁以下、光信一宏「15 フランス共和国」（阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第四版、有信堂、2009年）389頁以下、三輪和宏「フランスの統治機構改革-2008年7月23日の共和国憲法改正-」『レファレンス』700号（2009年）59頁以下、三輪和宏「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法』240号（2009年）139頁以下、拙稿「2008年7月23日憲法改正とフランス第五共和制憲法における統治制度の改革」『中京大学社会科学研究所』30巻1-2号（2010年）1頁以下、辻村みよ子「2008年7月23日大改正の意義と要点」『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』（有信堂、2010年）15頁以下、植野妙実子編著『フランス憲法と統治構造』中央大学出版部（2011年）29頁以下、辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』三省堂（2012年）102頁以下、辻村みよ子「フランス共和国」（初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』第3版、三省堂）2014年231頁以下、参照。
- (4) 2008年7月23日憲法改正における国民投票制度にかかわる改正点については、拙稿「フランス第五共和制憲法における国民投票制度と2008年7月23日憲法改正」『中京ロイヤー』11号（2009年）1頁以下、参照。
- (5) 2008年7月23日憲法改正による第61-1条の新設によって定められた事後的違憲審査制については、今関源成「フランス憲法院への事後審査制導入-『優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalité』-」『早稲田法学』85巻3号（2010年）21頁以下、辻村みよ子「フランス型違憲審査制の展開」『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』（有信堂、2010年）131頁以下、池田晴奈「フランス憲法院の事後審査に関する憲法61条の1の創設-2008年憲法改正による市民への提訴権拡大の動向-」『同志社法学』62巻3号（2010年）207頁以下、同「市民の提訴に基づく初のフランス憲法院判決-憲法61条の1の適用に関する組織法律制定から2010年5月28日判決に至るまで-」『同志社法学』62巻4号（2010年）469頁以下、拙稿「フランスにおける事後的違憲審査の導入と『合憲性の優先問題』-憲法第61-1条ならびに2009年12月10日組織法律に基づく憲法院の違憲審査について-」『中京ロイヤー』14号（2011年）43頁以下、参照。
- (6) Conseil Constitutionnel., Décision n° 2009-595 DC du 3 décembre 2009, Journal officiel du 11 décembre 2009, p.21381.
- (7) Loi organique n° 2009-1523 du 10 décembre 2009 relative à l'application de l'article 61-1 de la Constitution, Journal officiel de 11 décembre 2009, p.21379.
- (8) 辻村・前掲注（3）「フランス共和国」242-243頁、辻村みよ子編集代表『フランスの憲法判例Ⅱ』信山社（2013年）299頁以下（「第Ⅶ章 QPC 判決の展開」）、参照。
- (9) Francis HAMON, Le référendum d'initiative partagée sera bientôt opérationnel mais l'on s'interroge encore sur utilité, Revue française de Droit constitutionnel, n° 98, 2014, pp.253 et s.
- (10) Conseil Constitutionnel, Décision n° 2013-681 DC du 5 décembre 2013, Loi organique portant application de l'article 11 de la Constitution (JORF n° 0284 du 7 décembre 2013 p.19955).
- (11) 拙稿・前掲注（4）7頁参照。この時期に実施された国民投票から、その運用上あるいは制度上の問題を指摘することができる。まず、運用上の問題点としては、①大統領に対する信任投票とし

での運用すなわち「プレビシット」的運用の問題、②第11条の「立法」国民投票の手続による憲法改正の実施の問題、③国民投票により制定される法律の法的性質の問題、の3点があげられる。また、制度上の問題点としては、(A) 国民投票付託権が大統領のみに認められていたこと、(B) 国民投票の実施決定やその対象等について憲法院の事前の合憲性審査が除かれていたこと、(C) 第11条の国民投票に対する議会の関与が不十分であったこと、(D) 国民投票の対象が3つの領域に限定されていたこと、の4点があげられる。

- (12) 国民投票の拡大・単一会期制・不逮捕特権制に関する1995年8月4日憲法改正については、拙稿「フランスにおける憲法改正と統治構造の変容(2)」法学新報108巻4号(2001年)147頁-149頁、参照。
- (13) 1995年改正後には、2000年9月24日に国民投票が実施されているが、これは、大統領任期の短縮に関する憲法改正の承認を内容とするもので、第11条ではなく、憲法改正手続を定めた第89条に基づいて行われたものである。
- (14) 拙稿・前掲注(4)11-12頁参照。
- (15) 本組織法律の制定経緯については、V., JORF n° 0284 du 7 décembre 2013 p.19937, Texte 1 sur 108.
- (16) 本組織法律の法文については、V., JORF n° 0284 du 7 décembre 2013 p.19937, Texte 1 sur 108.
- (17) 本法律については、V., JORF n° 0284 du 7 décembre 2013 p.19939, Texte 3 sur 108.
- (18) 2013年12月5日憲法院判決については、V., JORF n° 0284 du 7 décembre 2013 p.19955, Texte 6 sur 108.
- (19) Eric OLIVA, Décision n° 2013-681 DC du 5 décembre 2013, Loi organique portant application de l'article 11 de la Constitution (Jurisprudence du Conseil constitutionnel), Revue française de Droit constitutionnel, n° 99, 2014, pp.676 et s.
- (20) F. HAMON, op.cit., p.254.
- (21) Ibid., p.261.